

令和7年度 介護保険料額の決定について

介護保険料は、被保険者本人の住民税の課税・非課税や所得金額、その世帯の課税・非課税状態に応じて第1段階から第15段階までのいずれかに決まります。

◆ 仮 算 定 と 本 算 定 に つ い て ◆

介護保険料の算定基礎となる住民税確定の時期の関係から、仮算定と本算定の制度があります。

- 仮算定とは…
保険料の算定基礎となる住民税が確定するまでは、仮に前年の所得段階で保険料を計算します。これを仮算定といいます。
なお、普通徴収は4月から6月まで、特別徴収は、4月から8月までが仮算定の保険料(仮徴収額)です。
但し、特別徴収の8月分の保険料については、10月以降の保険料を平準化するために調整する場合があります。
- 本算定とは…
保険料の算定基礎となる住民税が6月に確定することから、7月に今年度の保険料を正式に決定します。
これを本算定といい、この度「介護保険料納付通知書」にて通知させていただいているものです。
仮算定での保険料の過不足は本算定の保険料額で調整します。
なお、普通徴収は7月から、特別徴収は10月からが本算定の保険料になります。

◆ 保 険 料 の 算 定 方 法 ・ 納 め 方 ◆

保険料の納め方には、受給されている年金から天引きされる「特別徴収」と、町から送付する納付書により納付する「普通徴収」があります。

- 特別徴収(年金から天引き)の方…
あなたの所得段階における保険料額(年額)から、仮徴収額(10月特別徴収開始の方に関しては7月から9月までの納付書の額を含む)を差し引いた額を10月・12月・翌年2月の各年金定期払いの際に特別徴収により納付していただきます。なお、各納期の保険料算定にあたり100円未満の端数は、10月の保険料に合算されます。
- 普通徴収(納付書により納付)の方…
あなたの所得段階における保険料額(年額)から、今年4月に通知させていただいた仮徴収額を差し引いた額を7月から翌年3月までの9ヶ月(9回)で、金融機関等の窓口にて納付していただきます。なお、各納期の保険料算定にあたり100円未満の端数は、7月の保険料に合算されます。
また、口座振替の届け出をされている方には、納付書を同封しておりませんので、納期限までに指定口座への入金をお願いします。

🔔 ご 注 意 く だ さ い 🔔

- ※ 普通徴収の方で年間18万円以上の国民年金、厚生年金、共済年金等を受給している方は、特別徴収へ移行します。ただし、事情により特別徴収に切り替わらないことがありますので通知書で確認ください。

対象者	特別徴収開始時期
今年の2月1日時点で65歳以上の方	令和7年 8月
今年の4月1日時点で65歳以上の方	令和7年10月

- ※ 今年4月1日以降に65歳になられた方または転入された方は、今年度は普通徴収の方法で納めていただき、来年度以降に特別徴収となります。
- ※ 特別徴収の対象の方でも、所得の更正や年金保険者(日本年金機構など)の都合などにより、普通徴収に切り替わる場合がありますのでご注意ください。なお、そのような場合はあらためて通知させていただきます。
- ※ 引き続き特別徴収の対象の方には、特別徴収の仮徴収額通知書は送付しません。
- ※ 介護保険料の納付が遅れますと、延滞金の発生や介護サービスを利用する際に制限を受けることになります。

みなさんに納めていただく介護保険料は、太子町の介護保険を運営するための大切な財源となります。
今後ともご理解、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

太子町役場 健康福祉部 福祉介護課
電話 0721-98-5519(直通)